

# 転出証明書 郵送請求書

甲賀市長 あて

令和 年 月 日

下記のとおり住所を変更したので、転出証明書を送付ください。

申請者	ふりがな	
	氏名	印
	生年月日	年 月 日
	電話番号	昼間連絡のつく電話番号
転出日 (新住所に住み始めた日)	令和 年 月 日	新住所宛に転出証明書を送付しますので、転出日が未来日の場合は転出日を過ぎてからの転出証明書の送付となります。原則、住所を変更した日から14日以内の届出が必要です。

新住所 (これからの住所)	〒		
新世帯主			
旧住所 (今までの甲賀市の住所)	〒 滋賀県甲賀市		
旧世帯主			
転出した人の氏名	生年月日	性別	

- 不正な目的に使用される恐れのある請求・申出には応じられません
- 偽りその他不正手段により交付を受けた者は30万円以下の罰金に処せられます（住民基本台帳法第47条）

請求に必要なもの

- 《1》申請書（この用紙です）
- 《2》申請者の本人確認書類  
運転免許証、パスポート、在留カードなどの写し
- 《3》返信用封筒  
新住所と本人氏名を宛先に記入し、郵便切手84円を貼ったもの。  
お急ぎの場合は、郵便切手84円に速達料金290円を追加で貼ってください。  
誤配や行き違いを避けるため、**送付先は新住所に限らせていただきます。**

※ ご本人以外からの請求には応じられません。  
※ 親権者であっても配偶者の同意が必要な場合があります。  
※ 甲賀市発行の国民健康保険証、こうか市民カード、印鑑登録証などお持ちであれば同封してください。

(送付先) 〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地 甲賀市役所 市民課  
(電話) 0748-69-2138)